

大阪府建築基準法施行条例の改正について

1. 背景・目的

建築技術に関する研究開発の進展や技術的知見の蓄積をふまえ、防火・避難関係規定の合理化等を行った「建築基準法施行令（以下、「施行令という。」）の一部を改正する政令」が施行されたため、大阪府建築基準法施行条例（以下、「条例」という。）における関係する規定について、改正する。

2. 条例の改正案の概要（案）

施行令第 121 条第 4 項が追加され、小規模な建築物（階数が三以下で延べ面積二百平方メートル未満の建築物）をホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する場合において、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段の設置に係る規制等が合理化された趣旨を踏まえ、条例における関係規定等を以下のように改正する。

現行	改正案
<p>（屋外への出口等）</p> <p>第四十四条 第十二条及び第三十三条の規定は、ホテル又は旅館の用途に供する建築物について準用する。</p>	<p>（屋外への出口）</p> <p>第四十四条 第十二条の規定は、ホテル又は旅館の用途に供する建築物について準用する。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（階段の数及び構造）</p> <p>第四十四条の二 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を二以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下の建築物、当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物又は当該建築物の階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（令第二百二十一条第四項で規定するものに限る。）は、この限りでない。</p>
<p>（階段の数及び構造）</p> <p>第四十五条の二 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を二以上設けなければならない。ただし、当該建築物の階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（令第一百十条の五に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>一一三 （略）</p>	<p>（階段の数及び構造）</p> <p>第四十五条の二 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を二以上設けなければならない。ただし、当該建築物の階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（令第二百二十一条第四項で規定するものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>一一三 （略）</p>

第八十三条 (略)

一 第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項、第六条第一項、第六条の二、第六条の三、第八条から第八条の三まで、第十条、第十一条、第十二条（第十四条、第三十四条から第三十六条まで、第四十一条、第四十四条又は第四十八条において準用する場合を含む。）、第十五条から第二十二條まで、第三十三条（第三十五条、第三十六条の二、**第四十一条又は第四十四条**において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四項若しくは第五項、第三十八条から第四十条まで、第四十二条（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条、**第四十五条**から第四十七条まで、第五十条第一項若しくは第二項、第五十一条から第五十三条まで、第六十六条、第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

二 (略)

2 (略)

第八十三条 (略)

一 第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項、第六条第一項、第六条の二、第六条の三、第八条から第八条の三まで、第十条、第十一条、第十二条（第十四条、第三十四条から第三十六条まで、第四十一条、第四十四条又は第四十八条において準用する場合を含む。）、第十五条から第二十二條まで、第三十三条（第三十五条、第三十六条の二又は**第四十一条**において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四項若しくは第五項、第三十八条から第四十条まで、第四十二条（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条、**第四十四条の二**から第四十七条まで、第五十条第一項若しくは第二項、第五十一条から第五十三条まで、第六十六条、第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

二 (略)

2 (略)

3. 今後の予定について

令和2年9月定例府議会に提出予定。

4. その他 (参考)

国土交通省ホームページ「建築基準法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000811.html